

地域公共交通出資制度活用の手順調査

報告書

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

平成 29 年 11 月

目 次

本調査の目的	1
1. 出資対象となりうる事業をモデルとする類型整理及び付隨事業に関する調査.....	4
1. 1 基本的な考え方.....	4
1. 2 モデル事業・類型の設定.....	4
1. 3 収益性を向上させることができる付隨事業.....	10
2. 地方鉄道、LRT、BRT の費用の整理	17
2. 1 調査の目的	17
2. 2 調査方法	17
2. 3 整理結果	19
3. 事業を行う上で活用可能な補助制度や税の優遇制度に関する調査.....	24
3. 1 活用可能な補助制度（主に交通事業者への支援）	24
3. 2 活用可能な補助制度（主に地方公共団体への支援）	39
3. 3 税の優遇制度等.....	41
4. 収支採算性に関するシミュレーション.....	51
4. 1 シミュレーションの目的.....	51
4. 2 シミュレーション方法.....	51
4. 3 シミュレーション結果.....	53

本調査の目的

平成 27 年 5 月 27 日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（以下「活性化再生法」という。）が一部改正されたことにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）が認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付け業務が可能となった。これを受け、今後地方公共団体や事業者と制度の活用について話を進めていく上で、鉄道・運輸機構として必要な情報を探査収集し、より効果的な出資制度の活用方法を把握する必要がある。

本調査では、上下分離等を実施している交通事業者の事例収集、及び、地方鉄道及び軌道事業者等の事業運営に係るデータを調査収集し、出資制度の活用を検討している地方公共団体や交通事業者などがガイドブックとしても活用できる報告書を作成することを目的とする。

■地域公共交通出資制度について

1. 制度の概要

(1) 背景と目的

地域公共交通活性化再生法の改正（平成 26 年 5 月成立、11 月施行）により、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築する仕組みが創設された。

この仕組みを用いた事業には、初期段階で集中的に資金が必要とされるものがあり、特に大都市圏や一定規模を有する地方都市では、中長期的な収益性が見込まれ、出資等による効果が見込まれるものがある。

そこで、地域公共交通活性化再生法に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業に対し、産業投資による鉄道・運輸機構を通じた出資等の仕組みを創設することとなり、平成 27 年 8 月に施行された。

(2) 地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業のイメージ

- ①LRT・BRT の整備・運行
- ②上下分離による地方鉄道の再生
- ③バス路線網の再編
- ④これらと一体となった IC カードや情報案内システムの導入等

(3) 基本スキーム

地方公共団体が策定する地域公共交通網形成計画に基づき策定され国土交通大臣に認定された軌道運送高度化実施計画等（事業者等が策定）や地域公共交通再編実施計画（地方公共団体が策定）に位置づけられた地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業（LRT・BRT 等の新たな交通システムの導入等）を行う新たな株式会社の設立に当たり、鉄道・運輸機構が民間や地方自治体と協調して出資する仕組みである。

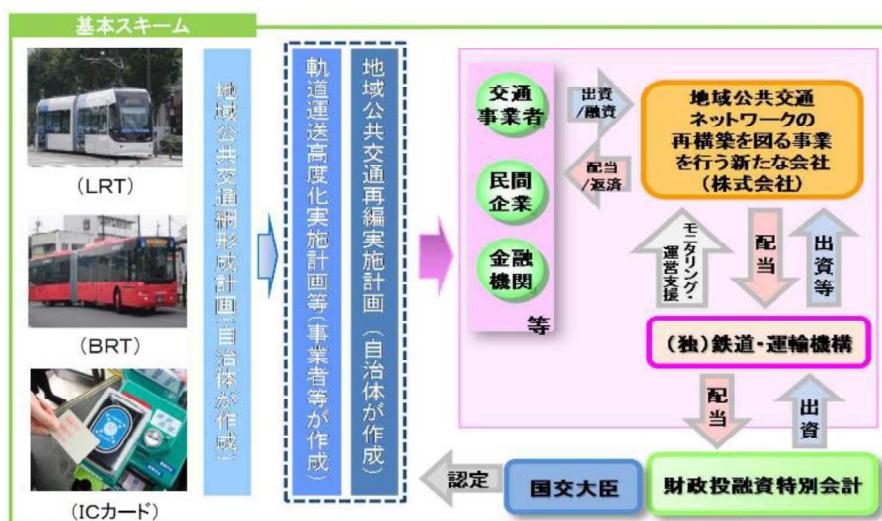


図 地域公共交通出資制度の基本スキーム

2. 出資等の対象となる事業が満たすべき基準 (地域公共交通出資等業務基準より抜粋)

出資等の対象となる認定軌道運送高度化事業等は、次の（1）から（4）までのいずれの事項も満たすものとする。

（1）政策的意義

地域のまちづくり・観光振興等の地域戦略との調和、環境への配慮を図りながら、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築が推進され、地域全体の価値向上に貢献するものとなることが見込まれる事業であること。

また、当該事業の内容・計画が、関係する地方公共団体その他の関係者が実施する部分も含め、当該事業に係る地域公共交通網形成計画（法第5条）及び認定軌道運送高度化実施計画（法第9条）、認定道路運送高度化実施計画（法第14条）、認定海上運送高度化実施計画（法第19条）、認定鉄道事業再構築実施計画（法第24条）又は認定地域公共交通再編実施計画（法第27条の3）に定められている内容と整合していること。

（2）出資等の対象となる事業の実施主体

実施主体は、対象事業の運営を行う株式会社であって、同事業を行うことを目的として設立されたものであること。

（3）出資等に関する民間事業者のイニシアティブ

- ①鉄道・運輸機構と協調して、民間事業者から対象事業に対する出資が行われること。
- ②民業補完性に配慮し、三大都市圏の都心部及びこれに類する地域では、鉄道・運輸機構が単独で最大出資者とならず、それ以外では鉄道・運輸機構の出資額が民間出資額を超えないこと。加えて、鉄道・運輸機構と地方公共団体による出資額の合計金額が全出資額の2分の1未満となるよう努めること。

（4）中長期における収益性の確保

- ①実施主体は、公的な資金による出資等を受けることに鑑み、対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが認められること。
- ②対象事業は、客観的な需要予測を含むデューディリジェンスにより、中長期的な収益が見込まれること。
- ③一定の時期において、鉄道・運輸機構が保有する対象事業者の株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと。なお、この時期については、サービス開始から概ね10年後をひとつの目安とするが、案件ごとの各自の事情に応じて個別に判断するものとすること。

※「法」は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」をいう。